

【No.3】 解答.5

該当講義動画 憲法7章2節「国会の地位・組織・活動」

憲法7章2節「国会の地位・組織・活動」 https://youtu.be/3LzT51_VzhQ

講義内では全ての選択肢について取り扱っている。選択肢1、2、4、5については上記講義動画内の「参議院の緊急集会」で、選択肢3については上記講義動画内の「国会議員の特権」で取り扱っているののでしっかりと復習しておこう。

1.誤りである。憲法7章2節「国会の地位・組織・活動」の参議院の緊急集会でもやったように緊急集会は**自発的ではなく、内閣が参議院に求めることができる。**

2.誤りである。講義で学習したように、**緊急集会の審議事項は内閣提出の案件とそれに関連する事項についてのみ**である。それには、**自衛隊の防衛出勤や災害緊急措置、暫定予算の議決**も含まれる。

3.誤りである。講義で学習したように、**国会議員の特権として不逮捕特権がある。これは参議院の緊急集会中も逮捕されない。**

4.誤りである。選択肢2でも解説したように、緊急集会は**内閣提出の案件とそれに関連する事項についてのみ**審議できる。

5.正しい選択肢である。